

令和 7 年度 石川県海面利用協議会の概要

- 1 開催日時 令和 7 年 11 月 28 日(金) 13 時 30 分～15 時 15 分
- 2 開催場所 石川県庁 11 階 第 1110 会議室
- 3 委員の出席 10 名中 7 名出席
- 4 協議会の概要
開会挨拶：藤原農林水産部次長兼水産課長
議 事：次第に基づき、順次説明及び質疑応答。

(1) 県内の復興状況について

事 務 局

令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震の概要、石川県内の被害状況、操業の再開状況、能登の水産関係港の復興に向けた方針、復旧・復興の状況に関するまとめ、今後の取り組みについて説明。

県内の漁港 69 港のうち、60 港で被害があり、令和 7 年 9 月 30 日現在、被害が確認された 60 港のうち、38 港で応急復旧が完了。能登地区では、令和 6 年 1 月から定置網漁・3 月に底びき網漁等が順次再開。令和 6 年の県内漁獲量は 28,639 トン(前年同期比 72%)となっている。

また、復興協議会において、生業の再建、水産業の維持・発展、漁村の維持・発展の 3 つの柱を基本的な考え方とする復興方針を策定。1 日も早い操業再開・継続を目指し、段階的な復旧を進めるとともに、中長期的には、震災前からの課題も踏まえ、水産業・漁村の維持発展を目指していくこととしている。

委 員

特に質疑無し

(2) 海業について

事 務 局

令和 6 年 4 月に改正漁港漁場整備法が施行され、海業の取組を促進していく体制が整備された。能登半島地震のあった本県においては単なる原形復旧にとどめず、創造的復興を実現するための施策の一つとして「漁港を活用した海業の振興」を推進していくこととしている。具体的な本県での海業の事例紹介のほか、加賀市橋立漁港における水産庁の「海業取組促進事業」の活用事例を紹介。

県としては、漁協、市町とも連携して、地域の海業の取組をサポートしていく。

委 員

- ・海業の取り組みは必ず組合を主体として実施するものなのか。
- ・こういった形で補助があるものなのか。
- ・海業は今まで対立していたダイビングする者と漁業者が仲良くなれるところかなと思う。海業というものを立ち上げてもらってとても嬉しく思う。

事務局

- ・海業取組促進事業においては、必ずしも漁業協同組合が実施主体になる必要はないが、民間企業単体での活用は出来ないため、市町村や漁協以外が主体となる場合には、地方公共団体や漁協も含めた協議会という形で、地域として取り組む必要がある。
- ・海業取組促進事業は、海業を検討するにあたって、何を検討すれば良いか分からないと思うので、その部分をサポートするもの。その他にも水産の枠に留まらないさまざまな事業があり、総合的に“海業支援パッケージ”としてまとめられているので、色々と活用できるよう随時相談いただきたい。

(3) クロマグロ遊漁の届出制について

事務局

クロマグロの遊漁において、これまでの広域漁業調整委員会指示による採捕制限に加え、令和8年4月からは届出制が導入されることとなった。届出の対象者は遊漁者、遊漁船業者、プレジャーボート運航者の3種類があり、同一の個人でも採捕の性質が違う際は3種類それぞれに届出を行う必要がある。

委員の皆様にも、周囲の採捕者への声掛け等、周知にご協力いただきたい。

委員

- ・これは毎年更新するものなのか。また船に対して番号が付くということか。
- ・届出した船は、外見的に何か目印等で判別できるのか。

事務局

- ・来年度の動向を踏まえてやり方が変わったりする可能性はあるが、基本的にはこれからは毎年届け出ることになる。また、届出すると届出番号というものが付される。
- ・届出番号は船に表示するものではなく、海上で外見的には判断できないことになる。ただし、取り締まりのための情報として、届け出た遊漁船業者は、県や海保にも共有される予定。

(4) その他

委員

- ・七尾市和倉温泉の護岸工事において、工事箇所近づかないよう監視船を設置しているが、ジェットスキーが注意を聞かず侵入するなどトラブルが発生している。
- ・その他、七尾北湾のトリガイ養殖施設でも筏と筏の間を航行するなどしている。海区漁業調整委員会の指示等で取り締まれないものか。

事務局

- ・海区漁業調整委員会の指示では、釣り等の漁業権侵害を取り締まるものは検討できるが、侵入自体を取り締まるのは難しい。しかし、安全面の観点から、周知を行っていく必要があるため、海保等とも連携をしながら取り組んでまいりたい。